

令和元年 5月30日

やまぐち歯科医院

開設者 殿

関東信越厚生局長



かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の受理について（通知）

貴医療機関から届出のあった標記については、下記のとおり受理したので通知します。



かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所とは？

1. 歯科医師・歯科衛生士の人員基準を満たしている



AED



自動体外式除細動器

9. 自動体外式除細動器（AED）・救急蘇生セット・パルスオキシメーター・血圧測定器・酸素供給装置等の医療安全対策に十分な整備がされている



2. 医療安全対策をはじめとして、緊急時対応、医療事故、感染症対策に係わる研修を修了した歯科医師が配置されている



3. 高齢者の特性を踏まえたお口の状態管理に係わる研修を修了した歯科医師が配置されている



4. 緊急時の対応を行うにつき、必要な体制が整備されている

「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」

に認定されるためには、...
厚生労働省により定められた基準を全て満たすことが必要となります



8. 治療中に被せ物、入れ歯の調整時に飛散する細かい物質を吸引できる整備がされている（口腔外バキューム）



7. 使用する医療機器について患者さんごとの交換や、機器を用いた消毒・滅菌処理等の感染症対策が徹底されている



6. 治療後の被せ物の維持管理とお口の中の定期的なメンテナンスケアが実施されている



5. 訪問歯科診療を行っており、地域において在宅医療を担う医師・介護・福祉関係者と連携体制が整備されている

